

第4回災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会 議事要旨

平成13年3月29日
内閣府政策統括官（防災担当）

3月29日午後2時00分より、虎ノ門パストラル新館6F藤の間において、第4回災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会が開催された。議事は、(1)運用指針(案)の骨子について、(2)報告書(案)についてであり、その概要は以下のとおり。

1. 委員等の出席状況

稲山正弘委員、鈴木勝美委員が欠席。小熊博委員（加藤委員代理）、金子実委員（岡本委員代理）、渡辺和足委員（中嶋委員代理）は代理出席であった（括弧内は代理者）。

2. 議論の概要

運用指針(案)について、坂本功ワーキンググループ委員長から報告があった後、事務局から過去3回の委員会及び2回のワーキンググループでの議論を総括した報告書(案)について説明。

その中で、住家の全壊、半壊の概念について、近年の住宅構造、形態、仕様の変化にかんがみ、居住のための基本的機能を維持するために必要とされる構成要素に着目して再整理する。

具体的には、住家が構造耐力上重大な損傷を受けていなくても、居住のための基本的機能を維持するため、高額な補修費等を必要とする場合は、被害と認定する。

住家の傾斜による被害を対象に加える。

断熱材の交換、床の取り替え等の浸水特有の被害を対象に加える。

以上のことを踏まえ、住家の被害認定基準(案)を以下のとおり整理し、了承された。

被害種類	改正基準案
住家全壊 (全焼、全流失)	<u>住家</u> がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、 <u>住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</u>
住家半壊 (半焼)	<u>住家</u> がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、 <u>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</u>

被害認定基準を円滑に運用するため、被害調査方法や被害の判定方法を定めた運用指針(案)を作成する。

運用指針(案)は、基本的には、地震災害等と浸水災害を想定して作成し、他の災害にも活用できるものとした。

被害認定のための調査方法は、原則として住家の外観からの目視による調査とする。
なお、浸水被害は、目視による家屋内部立入調査等とする。

住家の被害程度の判定は、被災住家の部位別損害割合の合計による。

住家の傾斜を被害とし、

木造・プレハブ家屋は、1/20以上は全壊、1/60以上1/20未満は損害割合15%とする。

非木造家屋は、1/30以上は全壊、1/60以上1/30未満は損害割合20%とする。

なお、報告書案等に対する主な意見については以下のとおり。

運用指針については、市町村での的確な運用をはかるため、今後、研修等、運用上の課題に的確に対応していく必要がある。

浸水による被害については、複合的な被害もあるので、運用指針においてわかりやすく表現しておく必要がある。

3. その他

運用指針（案）を含めた報告書（案）については委員会において了承されたが、細部の表現等について整理するため、委員長に一任された。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）室
大平、加藤、山本
電話 5253-2111（代）内線51602
3501-5191（直）